

(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部

「青年部」会則

第1条 名称及び所在

この部は、公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部（以下「県本部」と言う）青年部（以下「青年部」と言う）として発足し、事務局は、県本部内に置く。

第2条 目的

青年部の運営は、会員一人一人の責任と努力によって行なわれるものとし、その目的は次の通りとする。

- ①会員同志が、新しく知り合う機会、信頼や友情を育てる機会を提供し、会員同志のネットワーク作りをサポートする。
- ②未来に向かい、業界や業務についての新しい考え、情報交換等の場を提供する。
- ③研修旅行、勉強会等、新しい知識・体験・感動を得られる場を提供し、会員自身の成長を助け、会員相互の社会的地位の向上を目指す。
- ④会員同志が協力し、互いの業務の発展及び利益の増進に寄与する。
- ⑤奉仕活動を行い、地域社会に貢献する。

第3条 会員

青年部の会員になろうとする者は、県本部の正会員及びその従業者で、次の資格を満たす者とする。

- ①入会申込時点での年齢が、満45歳以下であること。
- ②入会申込書を提出し、役員会の承認を得た者であること。
- ③入会申込時点より遡って2年以内に、定款第11条及び地方本部の組織及び運営に関する規則第5条に定める処分の内、戒告処分以上の処分を受けていないこと。

第4条 会員資格の喪失

青年部の会員が、定款第11条及び地方本部の組織及び運営に関する規則第5条に定める処分の内、戒告以上の処分を受けた場合は、会員の資格を喪失する。なお、当該処分を受けた日から2年を経過する日まで、再入会はこれを認めない。

第5条 役員

青年部は、部長1名、副部長2名、会計1名、その他2名以上の役員を置き、役員は、部長の招集により役員会を開催し、議決により運営を行なう。

- 2 役員を選任は、会員の互選によるものとし、任期は県本部役員の任期に準ずるものとする。ただし再任はこれを妨げない。

第6条 運営

役員会は、適宜開催するものとし、青年部の運営は、県本部理事会の承認を受け県本部総会に報告された事業活動計画書及び収支状況表に基づき、適正に執行しなければならない。

第7条 退会

会員が、次の各号の一つに該当したときは、退会したものと見做す。

- ①退会届を提出したとき。
- ②死亡、廃業、法人の解散等、県本部会員の資格を喪失したとき。
- ③従業者会員が、所属する県本部の会員事業所を退職したとき。
- ④正会員及び従業員会員が満50歳に達したとき。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の議を経て退会させることができる。

- ①県本部または青年部の名誉を傷つけ、信用を失墜させる恐れのある行為があったとき。
- ②県本部または青年部の目的、規則に反する行動をし、その指導に従わないとき。

- 3 第4条において資格を喪失した者または本条で退会した者が、再び会員になろうとするときは、改めて入会の手続きを経なければならない。

第8条 規定の改廃

この会則または規定の改廃をしようとするときは、役員会の議を経て行い、県本部理事会の承認を受けなければならない。

(付 則)

1. この会則は、平成20年1月29日全面改正し、即日施行する。
2. この会則は、平成23年1月26日一部を改正し、即日施行する。
3. この会則は、平成29年1月13日一部を改正し、即日施行する。